

地域伝統行事お助け隊 事業実施要領

担い手不足により継続が危ぶまれる祭りや風習などの地域の伝統行事について、市町村の区域を超える広域的な応援体制として地域伝統行事お助け隊（以下、「お助け隊」という。）を組織し、伝統行事の実施団体（以下、「実施団体」という。）から要請のあった支援活動を行います。この活動を通して、地域の活力向上を図るとともに、伝統行事を行っている地域の関係人口の創出を目指します。

1 派遣対象となる伝統行事

お助け隊の派遣対象となる伝統行事は、次に掲げる伝統行事とします。

- (1) 国、県、市町村の指定・登録を受けている無形民俗文化財
- (2) (1) 以外で世代を超えて受け継がれてきた祭り又は芸能その他の伝統的な行事であって、市町村が今後も継続することが必要と認めるもの
例：戦前から行われている祭り、伝統的に行われている式年祭 等

※派遣対象となるか迷われる場合は、県又は市町村の担当窓口へご相談ください。

2 活動内容

お助け隊の派遣を要請できる活動は、主に次に掲げる内容のものとしします。

- (1) 受付、案内、会場設営、片付けその他の行事の運営補助に関すること
- (2) 行事のスケジュール管理、関係機関との連絡調整その他の行事の企画調整に関すること
- (3) 山車の引手、舞の演者その他の行事の担い手
- (4) (1)～(3)の他、お助け隊の目的を達成するために必要な活動

3 お助け隊の管理

お助け隊は、福岡県（以下、「県」という。）が管理します。

4 お助け隊の活動の流れ

①【実施団体】市町村へ「派遣要請書」を提出

お助け隊の派遣を希望する実施団体は、HPに掲載を希望する日から少なくとも2週間前までには、市町村の担当窓口へ「様式第1号 派遣要請書」をデータで提出してください。データでの提出が難しい場合は、手書き郵送・FAX等での提出も可能とします。

②【市町村】派遣要請内容の確認

団体から提出された派遣要請書の内容を確認し、不明な点があれば団体へ確認をお

願います。

③【市町村】派遣要請書を県に提出

HPに掲載を希望する日から少なくとも1週間前までには県担当窓口でメールで提出してください。

④【県】HPに情報掲載

派遣要請書の情報をHPに掲載し、お助け隊の募集を行います。

⑤（お助け隊からの申込）

⑥【県】申込を取りまとめ、申込者の情報を市町村へ提供

申込み内容を集約し、市町村の担当窓口で情報提供します。

⑦【市町村】申込者と派遣要請内容の確認、合意

派遣先でのトラブル防止のため、申込みいただいたお助け隊との電話やオンラインでの面談等により、派遣内容を確認し、合意をとってください。市町村は、必要に応じて、申し込みいただいたお助け隊の情報を実施団体に共有いただいて構いません。

⑧【市町村】

⑦での合意の結果について、県にメールにて連絡してください。

⑨【県】お助け隊へ派遣決定の通知

お助け隊へ、派遣の可否について県から通知します。また、市町村を通じて実施団体に対して、派遣するお助け隊を回答します。

⑩【実施団体・市町村】行事の実施

派遣要請内容に基づき、事業を実施してください。事業が円滑に進むよう、市町村も必要に応じてサポートしていただきますよう願います。

⑪【実施団体・市町村】活動実績報告書の提出

事業完了後1か月以内に実施団体は「様式第2号 活動実績報告書」を市町村に提出してください。

市町村は、確認した活動実績報告書を県にメールで提出してください。提出された実施報告書の内容は、HPや県広報等で活用させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

5 活動経費等の負担

お助け隊はボランティアでの支援であるため、基本的には日当、交通費、食費等の支給は必要ありません。ただし、実施団体から交通費等を支払うことを制限するものではありません。

6 留意事項

- ・実施団体は、お助け隊の受入れ窓口として担当者を設置し、受入当日はお助け隊と必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- ・実施団体は、派遣要請前に活動内容を十分検討してください。なお、派遣要請書には具体的な活動内容を記載してください。また、実施団体から交通費等をお助け隊に支給する場合は、その旨を記載してください。
- ・実施団体は、お助け隊の了解なく、当初の要請内容を越えた活動を行わせないように、注意してください。
- ・実施団体から参加したお助け隊に、飲食や酒類等を提供する場合には、無理強いすることのないよう、お助け隊の意思を十分尊重してください。
- ・お助け隊の個人情報（氏名、年齢、連絡先等）については適切に管理し、当該派遣活動以外の目的には使用しないよう御留意ください。なお、実施団体から行事に参加したお助け隊に、今後開催される行事の案内等を直接行いたい場合は、必ずお助け隊の了解を得た上で連絡してください。

7 問合せ及び連絡先

福岡県 市町村・地域振興部 市町村政策支援課 地域政策第1班

電話：092-643-3210

メールアドレス：otasuketai@pref.fukuoka.lg.jp